

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

		省庁名等	財務省
ご意見をいただく事項	第1 基本的な見直しの考え方		
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>行政訴訟制度の見直しの影響は、後述のとおり、制度改革の内容によって異なると考えられる。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>行政訴訟制度の見直しの影響については、個々の制度ごとに検討する必要がある。</p>			

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

		省庁名等	財 務 省
ご意見をいただく事項	第2 - 1 - (1) 被告適格者の見直し		
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>被告を、行政庁から国等に変更することに関しては、特段の問題はない。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p>			

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

		省庁名等	財務省
ご意見をいただく事項	第2 - 1 - (2) 行政訴訟の管轄裁判所の拡大		
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>原告の住所地が行政庁の所在地又は行政処分の対象となった特定の場所等から遠く離れていることも考えられる。例えば、輸入物品に係る税関長の処分に対する訴えを提起する原告が遠隔地に居住する場合や、コンビニエンス・ストアへのたばこの小売販売業に関する財務局長の不許可処分に対する訴えを提起する原告が、当該コンビニエンス・ストアの本社である場合等、遠隔地に所在する場合等が想定される。このような場合、当該行政処分について権限を有し、訴訟に対応すべき行政庁の者が相当遠方まで出張する必要が出てくる。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>原告の利便と、効率的な訴訟対応のための行政コストを勘案する必要がある。B案の場合、行政コストが大幅に高まることが予想されることから、全国からのアクセスが比較的容易な主要都市に所在する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所への訴えの提起を認めるA案が望ましい。</p> <p>また、地域の事情に密接に関係した処分については、処分地と原告の居住地が遠く離れている場合、関係者や関係機関の協力を得て審理を尽くすという観点から、原告の居住地を管轄する裁判所への提訴を認めえることが合理的か否かについて検討を行う必要がある。</p> <p>(参考)財務局、税関、国税局等の所在地          財務局・・・北海道(札幌)、東北(仙台)、関東(さいたま市)、北陸(金沢)、東海(名古屋)、近畿(大阪)、中国(広島)、四国(高松)、九州(福岡)          税関・・・函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄          国税局・・・札幌、仙台、関東信越(さいたま市)、東京、金沢、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、熊本、沖縄(国税事務所)          (524税務署)</p>			

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

		省庁名等	財 務 省
ご意見をいただく事項	第2 - 1 - (3) 出訴期間等の教示		
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>処分の際に、教示を行うことについては問題はないが、教示を行う第三者の範囲等が明確でない場合、教示を行うことが不可能と考えられる。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>教示の対象となる行為、教示の相手等について、特に第三者に教示を行う場合には教示を行うべき第三者の範囲について、明確にする必要がある。</p> <p>なお、不服審査前置の定めが適用される場合には、裁決の際に出訴期間などについて教示することが適当と考える。</p>			

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

		省庁名等	財 務 省
ご意見をいただく事項	第2 - 2 審理を充実・迅速化させるための方策の整備		
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>「当該事案についてした調査の結果にかかる調書その他の当該処分又は裁決の原因となる事実を証する資料一切」を提出することとすることについては、争点の立証に直接関係のない段階で、第三者に関する情報等も含めて包括的に提出することに関しては守秘義務との関係で慎重に考えるべきこと、行政上の調査や審査請求事案の審理においては、公になることを想定せずに資料の提出を受けることが少なくなく、資料一切を公開することとなれば調査・審理等に対する協力が得られにくくなることなどの問題がある。</p> <p>例えば、課税処分等に関する資料については、処分対象者や第三者に関する個人情報や営業上の秘密が記載された文書が多く含まれており、公務員の職務上の秘密との関係が問題になり得る。また、輸入物品に係る知的財産侵害物品の認定の場合、真贋の見分け方等、公表することにより、贋物の精度の向上を招くなど、公益を害する情報がある。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>処分等の原因となる事実を証する資料の提出を命ずることに関しては、現行の文書提出命令と同様、公務員の職務上の秘密に関する文書で一定の要件を満たすものについては、行政側が記録の提出を拒むことができるとの規定を置くべきである。また、記録の提出義務の範囲は、争点の立証に関係の深いものに限定するなど、明確にすべきである。</p>			

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

		省庁名等	財務省
ご意見をいただく事項	第2 - 3 本案判決前における仮の救済の制度の整備		
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>執行停止の要件を必要以上に緩和し、暫定的に処分の執行を止めることができるようになる場合、さらには、内閣総理大臣の異議の制度を廃止した場合、例えば、その間に、納税に誠意を有しない者が差押えの対象となる財産を隠匿したり、資産凍結の対象となった経済制裁国等への海外送金の停止処分について訴えの提起により送金が行われてしまうというように、公平な課税や国際協調等、公共の福祉が損なわれるおそれがある。</p> <p>また、多様な仮の救済方法の整備については、例えば、酒類販売やたばこ小売販売の免許につき、不許可処分を受けた者が仮の免許を取得し得たり、輸入禁制品について仮の輸入の許可を取得し得ることとなれば、著しく公益を害するおそれがある。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>行政が公益実現のために実施する行為を仮に停止する以上、停止により守られる法益の性質・執行による侵害の大きさ、仮の停止を認めなければならない切迫性の要件が考慮される必要があり、執行停止が申し立てられたからといって、直ちに執行停止を認めることには問題がある。</p> <p>また、内閣総理大臣の異議の制度は、事後的な国会報告とも一体となった制度と考えられ、これを廃止する場合、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれのある執行停止はできないことを実効的に担保する制度がなくなってしまうのではないか。</p> <p>仮の救済方法の整備に関しては、処分ごとに影響が異なることから、一般的な規定として仮の救済方法を定めるのではなく、処分ごとに検討すべきである。</p> <p>なお、国税の確実な徴収の観点からは、執行力の制限を求めるときは、担保の提供を義務付けることも検討が必要である。</p>			

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

		省庁名等	財務省
ご意見をいただく事項	第2 - 4 - (1) 行政の作為の給付(義務付け)を求める訴え		
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>義務付け訴訟を一般的に認めた場合、例えば、申告納税制度に基づく課税関係については、申告後の調査を経ずに、減額更正を求める義務付け訴訟を提起された場合、納税者の資産状況等の調査を差し控えざるを得なくなるようなことになれば、当局が十分な証拠収集に基づいて立証を尽くす機会が失われ、結果として減額更正が認められ、適正・公平な課税の実現を阻害するおそれがある。</p> <p>また、申請権のない者に、行政庁の第三者に対する処分を求めることができることとした場合、差押財産を取得したい第三者が当該財産の公売を求める訴えを提起することが想定されるが、換価の猶予や不服申立ての提起による換価制限(国税徴収法151条第1項、国税通則法第105条第1項)に服している場合、これを訴訟上明らかにすることは、納税者のプライバシーを侵害し、守秘義務にも反することになるため、不可能である。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>公益を損なう可能性や第三者の権利利益に影響を与える可能性があり、作為の給付を認めるか否かについては、一義性の要件、緊急性の要件、補充性の要件を求めるべきである。また、申請権がない者が第三者に対する処分を求める場合に関しては、個々の処分ごとに検討していく必要がある。</p>			

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

		省庁名等	財務省
ご意見をいただく事項	第2 - 4 - (2) 行政の行為の差止めを求める訴え		
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>例えば、滞納処分の差し止めを求める訴訟が提起された場合、納税者の資産状況等の調査を差し控えざるを得なくなるとすれば、その結果、判決が確定するまでの間、納税に誠意を有しない者が差押えの対象となる財産を隠匿したり、納税者が資力を喪失することによって、租税の徴収が不可能となり、課税の公平が損なわれるおそれがある。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>行政の行為の差止めは公益を損なう可能性があり、差止めを認めるか否かについては、一義性の要件、緊急性の要件、補充性の要件を求めるべきである。また、差止訴訟で敗訴した原告が、その後になされた処分について取消訴訟を提起して、同一内容の審理が繰り返されることについてどのように考えるかとの問題がある。</p>			



「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

		省庁名等	財 務 省
ご意見をいただく事項	第2 - 4 - (3) 確認の訴え		
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>仮に、相手方に対する法的拘束力(処分性)を有しない行政指導や、専ら行政内部の取扱いの統一性・一貫性を図るための指示の性格を有する通達についてまで個々に訴訟が提起されることとなれば、円滑な行政運営に支障が生じ、ひいては国民にも不都合をもたらしかねない。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>原告適格の定め方如何によっては、訴訟が過剰に多発し、行政の混乱を招く可能性があることから、原告適格の見直しの議論を見極める必要がある。</p>			

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

		省庁名等	財 務 省
ご意見をいただく事項	第2 - 5 - (1) 行政立法、行政計画、通達、行政指導などへの 取消し訴訟の対象の拡大		
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>仮に、相手方に対する法的拘束力(処分性)を有しない行政指導や、専ら行政内部の取扱いの統一性・一貫性を図るための指示の性格を有する通達についてまで個々に訴訟が提起されることとなれば、円滑な行政運営に支障を生じ、ひいては国民にも不都合をもたらしかねない。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>原告適格の定め方如何によっては、訴訟が過剰に多発し、行政の混乱を招く可能性があることから、原告適格の見直しの議論を見極める必要がある。</p>			

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

		省庁名等	財務省
ご意見をいただく事項	第2 - 5 - (2) 取消訴訟の排他性等の見直し、行政決定の違法確認訴訟の創設		
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>取消訴訟の排他性と出訴期間の制限を廃止すると、行政行為等の効力を、いつでも争い得ることになり、行政の円滑・効率的な遂行が困難となるとともに、行政行為の相手方をはじめ、関係者の立場を著しく不安定なものとするおそれがある。</p> <p>具体的には、取消訴訟の排他性の廃止については、「行政の行為の給付(義務付け)」、「行政の行為の差止めを求める訴え」、「確認の訴え」で述べた影響がある。また、出訴期間の制限の廃止については、「出訴期間の延長」において後述。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>排他性の廃止については、「行政の行為の給付(義務付け)」、「行政の行為の差止めを求める訴え」、「確認の訴え」で述べた事項について検討を要する。出訴期間の廃止については、「出訴期間の延長」において後述。</p>			

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

		省庁名等	財 務 省
ご意見をいただく事項	第2 - 5 - (3) 裁判所が判決に必要な是正措置を命ずる考え方		
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>原告がどのような判決主文を求めるかが明確にされなければ、是正措置を命ずる判決が第三者の利益を害することにもなる場合には、当該第三者がその訴訟を知らないうちに、第三者の利益が害されることになる。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>第三者の利益を害することのないような幅広い配慮を裁判所に求めることが適当かにつき、検討を要する。</p>			

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

		省庁名等	財 務 省
ご意見をいただく事項	第2 - 5 - (4) 取消訴訟の排他性の拡大解釈の防止		
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>取消訴訟の排他性の拡大解釈の防止については、「行政の行為の給付(義務付け)を求める訴え」、「行政の行為の差止めを求める訴え」、「確認の訴え」において述べたような影響がある。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>「行政の行為の給付(義務付け)を求める訴え」、「行政の行為の差止めを求める訴え」、「確認の訴え」において述べたような事項について検討する必要がある。</p>			

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

		省庁名等	財 務 省
ご意見をいただく事項	第2 - 5 - (5) 出訴期間の延長		
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>例えば、距離基準が設定されているたばこ小売販売の許可について、ある業者の許可の取消を前提に、他の業者に新たな許可をする場合、許可の取消処分を受けた業者が訴訟を提起する可能性がある間は、状況によっては新たな許可を躊躇せざるを得なくなることも考えられ、出訴期間が長期に及ぶ場合には、国民生活に不便を与える結果になりかねない。</p> <p>なお、没収した贗ブランド品などの輸入禁制品の廃棄などは、実務上、出訴期間を勘案して行っている。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>出訴期間の大幅な延長は、法律関係の早期確定の重要性や第三者への影響の観点から問題がある。</p>			

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

		省庁名等	財 務 省
ご意見をいただく事項	第2 - 6 - (1) 原告適格の拡大		
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>保護されるべき具体的な権利利益の範囲を明確にせず、経済上の利益に係りさえすれば、誰でも訴えることができることとなると、例えば、既存のたばこ小売店が、新規に参入する競業者の小売販売業の許可の取消しを求めて訴えを提起できるようになるなど、営業妨害を目的とした訴えも可能となりかねない。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>経済社会情勢を踏まえ、立法が保護することを予定していない既得権益を保護することにならないか、新規参入者の権利利益を不安定にすることにならないかという問題がある。</p>			

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

		省庁名等	財 務 省
ご意見をいただく事項	第2 - 6 - (2) 自己の法律上の利益に関係のない違法の主張制限の規定の削除		
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>自己の法律上の利益に関係のない違法の主張制限の規定を削除することとすれば、当該権利を濫用し、多数の訴訟を提起するものが現れるおそれがある。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>濫訴により、行政の混乱が生じることにならないか、という問題がある。</p>			



「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

		省庁名等	財 務 省
ご意見をいただく事項	第2 - 6 - (3) 団体訴訟の導入		
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>抽象的な利益を有するにすぎない者にまで原告適格を拡大し、保護する価値のないものにまで行政訴訟の提起を認めることになれば、濫訴を招くおそれがある。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>行政訴訟の対象とするか否かについて議論されている「歴史的、文化的な遺産、自然環境など回復不可能な価値」について、これを行政訴訟により保護すべき法的価値として認め得るか否か、また、仮に認め得るとなる場合にも、いかなる「価値」について保護すべきかを検討すべきである。</p> <p>また、仮に個別の行政分野について団体訴訟が認められることになる場合には、団体訴訟が当該行政分野において発生する問題の解決に適しているか否かという観点からも検討する必要がある。</p>			

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

		省庁名等	財務省
ご意見をいただく事項	第2 - 7 - (1) 主張・立証責任を行政に負担させること		
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>そもそも自らの事情について最もよく知る立場にある者自身が、自らの責任において、その内容が適正なものとして申告することを前提としている申告制度の下では、行政側よりも原告側がより多くの証拠を保有している場合が一般的であることから、全て行政側に立証責任を負わせることには無理がある。例えば、課税処分において納税者が新たな貸倒損失などの特別な経費の存在を主張して処分の違法性を訴えるような場合や、減額更正を求める者が、自己の取引関係等を十分に証明しない場合、輸入品の知的財産権侵害の有無の認定において輸入者が海外での正当契約の存在を主張する場合など、証拠を保有している原告側に立証責任があるとしなければ不適當な場合が考えられる。</p> <p>(注)主要諸外国では、税務訴訟において、立証責任を一般的に納税者に負わせている。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>立証責任については、個々の事案ごとに検討すべきであり、一律に行政側に立証責任を負わせることは適當ではない。</p>			

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

		省庁名等	財務省
ご意見をいただく事項	第2 - 7 - (2) 処分の理由等の変更の制限		
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>およそ書面に理由として記載していなかった事項は、記載されている理由に関して、より詳細に説明したり、補足を行ったりする場合も含めて、一切主張できないこととするのは、現実的ではない。</p> <p>課税処分に関する訴訟の対象は、年度ごとの課税標準又は税額の適否であるとされている。申告納税制度に基づく課税関係では、まずは、納税者が客観的に存在している事実即ち適正な申告を行うことが期待されるが、訴訟に入ってから納税者が新たな主張に変更することがある。その場合、原処分時や異議決定時に示した処分の理由等の変更を認めず、納税者の新たな主張に基づいて行った判決で当該年度の税額を確定させることとするのは、訴訟当事者としての国の立場を著しく弱め、適正・公平な課税の実現を阻害するおそれがある。</p> <p>。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>例えば、処分を受けた者が新たな主張を行った場合にまで、行政側に処分の理由等の変更を一切認めないとすれば、処分の公平性が保たれなくなる可能性があり、問題がある。</p>			



「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

		省庁名等	財 務 省
ご意見をいただく事項	第2 - 7 - (4) 裁量の審査の充実		
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>免許の付与のように一定の基準を定めている裁量処分がある一方、予めすべての要素を盛り込んだ基準を設定することが困難な場合がある。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>裁量処分は、行政府の行為として一定の幅の中で決定されるものであり、かつ処分内容を一義的に決定し得るものではないことを踏まえた上で検討すべきである。</p>			



「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

		省庁名等	財 務 省
ご意見をいただく事項	第2 - 8 - (2) 弁護士報酬の敗訴者負担の取扱い		
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>訴訟制度全体の中で考えるべき問題であり、現時点ではコメントを控えたい。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>他の訴訟形態との整合性を踏まえ、検討が必要である。</p>			

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

		省庁名等	財 務 省
ご意見をいただく事項	第2 - 8 - (3) 不服審査前置による制約の緩和		
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>国税、関税等に関して規定されている不服審査前置は、各行政分野の大量・反復性や技術性・専門性等を踏まえて設けられているものであり、仮に不服申立てを経なくとも訴訟提起ができることとした場合でも、簡易・迅速な権利救済手続である不服審査制度は、従来と同様の役割を果たしていくものと考えられる。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>利用者である国民にとっての利便性、大量・反復性や技術性・専門性のある行政分野における不服審査機能の意義、及び裁判所の対応能力を踏まえて、検討する必要がある。</p>			



「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

		省庁名等	財 務 省
ご意見をいただく事項	第2 - 9 - (1) 行政訴訟の目的規定の新設		
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>現時点ではコメントを控えたい。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p>			

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

		省庁名等	財 務 省
ご意見をいただく事項	第2 - 9 - (2) 国の公金の支出の適法性を確保するための納税者訴訟の創設		
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>訴訟の対象となる違法な支出とは何かが不明な現状においては、コメントを控えたい。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p>			